

口、日本大衆党中央執行委員、麻生、山名。

ヘ、同統制委員畠崎。

右就任を承認す。

一、組合同盟中央執行委員選舉の件

日本紡織關係より一名増員選ば組合に一任のこと。(村山金)

之助氏)

一、明春労働立法運動の件

日本紡織關係より一名増員選ば組合に一任のこと。(村山金)

之助氏)

○昭和四年一月

△第二十七回中央執行委員會

一月二十五日午後四時

(1) 第十二回国際労働代表選出の件

一月十四日組合同盟主唱にて、芝新櫻田町の總聯合本部に

友誼團體の協議會を開催、今回は棄權と決定……承認

(2) 全國労働組合會議準備會の開催は無期延期となる……

承認

(3) 京濱労働組合の對策

京濱労働組合事務會が中心となり、友誼團體を調停して、國際勞

友誼團體事務會に附隨すること。

三、同盟本部事務所の件

當分はこゝまゝし臨機の處置は會長に一任すること。

四、政治運動に關する件

日本大衆黨支持を明かにしたる指令を政治部にて作製して通

達の事。

五、青年部確立の件

イ、加盟組合及支部の青年部を至急確立すること。

ロ、全國勞農青年同盟支持の方針を明かにしたる指令を青年

部にて作り執行委員會にて再審議すること。

六、労働立法獲得運動の件

イ、今議會中猶運動を起すため労働法制委員會を即時召集

して運動の方針・立案せしめること。

ロ、高砂工友會提議の條款改正請願署名運動を之に合流せし

める組合同盟としては本運動を署名運動とし全國協議會を

協力す。

セ、市町村労働者參加の自由選舉運動に關する件

イ、各工場會社の労働者の立候補壓迫の事實を調査すること

労働者市町村會參加の

自由選舉に關する聲明

来るべき市町村會選舉は普選に依る第一回選舉にして久しく

備會議全國對策協議會と労働立法對策全國協議會を組織するに至つたので之を承認し、該委員を左の如く決定。

労働會議——上條、労働立法——望月、藤岡、

二月四、五兩日午後一時より

△第二十八回中央執行委員會

二月四、五兩日午後一時より

一、同盟本部財政確立の件

イ、機關誌の財政確立のために出版部を編輯部と財務に分づ

編輯主任内田、財務主任菊川とす。

ロ、同盟本部經營費を變更して活動を充實すること。

ハ、各組合は會費完納組合員數を本部に報告し、この報告に

よつて毎月の機關誌を配布すること。

二、同盟本部人事に關する件

イ、権力會長は即時上京して本部の統制に専心にあたること

ロ、上條主事は紡織の主事を兼任してゐるが、今後兼任の

ハ、同里本部書記をして會話に處理せしむること。

ヘ、同里本部書記は常任書記として會話に處理せしむること。

九、深夜業廢止導策の件

八、差當り議會に於て質問すること。

九、北部労働組合の質問書の件

無產政黨同盟問題に關し北部労働組合より質問書の提出あり

之に對し、文書を以て親切に回答することとし、起草は権力

之に對し、文書を以て親切に回答することとし、起草は権力

十、支那労働運動觀察代表派遣の件

日支労働階級の親善並に支那に於ける労働運動の實情觀察の

ために今村、藤岡兩氏を派遣すること。

十一、福田狂二の清黨運動對策の件

本問題は日本大衆黨のみならず、一般組合員にも擾亂的影響

を及ぼすものなるを以つて即時解決する様に黨本部に進言す

ること。